

0～2歳児クラスの児童に配付してください

認定こども園（保育利用）、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業（地域枠）

令和2年5月 日

0～2歳児クラスのお子様を持つ

横浜市にお住まいの保護者の皆様

横浜市子ども青少年局 保育・教育運営課長

令和2年4月分・5月分の利用料（保育料）について

日頃から本市保育・教育行政にご理解・ご協力をいただき、ありがとうございます。

令和2年4月8日付「緊急事態宣言の発出に伴う保育所等の利用について」等でお知らせしておりました「登園をしなかった場合の利用料（保育料）」について、取扱いをお知らせします。

1 対象児童

「2 対象施設」の0～2歳児クラスに「3 対象期間」中に在籍した児童。

2 対象施設

認定こども園（保育利用）、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業（地域枠）

3 対象期間

4月8日（水）～5月31日（日）

※ 令和2年4月8日付の通知では、対象期間を4月8日（水）～5月6日（水）としておりましたが、登園自粛要請期間の延長に伴い、終了日を5月31日（日）に変更します。

※ 終了日は、緊急事態宣言や今後の感染拡大の状況等を踏まえ、再度変更する場合があります。その場合は、改めてお知らせします。

※ 4月7日以前の利用料（保育料）については還付の対象とならないため、登園の有無にかかわらず、日曜日・祝日を除いた在籍日数分の利用料（保育料）が発生します。

#### 4 保護者の皆様が行う手続

・登園日数については各施設から報告を受けるため、保護者の皆様に行っていただく手続きはありません。

#### 5 日割り対応における利用料（保育料）算定の考え方

国の考え方に基づき「変更後の利用料（保育料）」を計算します。

変更後の利用料（保育料）： $\text{通常の利用料（保育料）} \times \text{実際の登園日数} \div 25$ （※）

<10円未満切り捨て>

※ 国の考え方に基づき、月によらず「25」で計算します。

（留意点）

● 4月1日～7日については今回の取扱いの対象期間外のため、登園の有無に関

わらず、日曜日・祝日を除いた在籍日数分の利用料（保育料）が発生します。4

月1日から在籍していた場合、在籍日数は6日となります。

● 1日でも欠席した場合は日割り対応の対象となりますが、欠席日数が0日の場合

は対象外となります。

例えば、令和2年5月は開所日数が23日であるため、1日欠席した場合は【通常

の利用料（保育料） $\times 22 \div 25$ 】となりますが、欠席日数が0日だった場合は【通常

の利用料（保育料） $\times 23 \div 25$ 】とはならず、日割り対応の対象外となります。

● 対象期間中の登園しなかった日について、理由は問いません。

● 普段登園していない曜日（例：土曜日など）でも、実際に登園しなかった場合は、

利用料（保育料）が減額されます。

#### 6 日割り対応の流れ

(1) 4月分の利用料

すでにお支払いいただいている利用料（保育料）から、変更後の利用料（保育料）を引

いた額を各施設から返金します。

① 横浜市から保護者の皆様に変更後の利用料（保育料）が記載された「利用料変更通知書」（8月～9月予定）を送付いたします。

② すでにお支払済みの利用料から変更後の利用料（保育料）を差し引いた額が、施設から保護者の皆様に直接返金されます。（10月予定）

**(2) 5月分の利用料**

① 施設には5月分の利用料（保育料）については保護者の皆様の負担軽減のため、返金対応もしくは徴収延期を願っておりますが、利用料（保育料）の徴収の時期

や方法については施設により取扱いが異なりますので、詳細は施設にご確認ください。

② 横浜市から保護者の皆様に変更後の利用料（保育料）が記載された「利用料変更通知書」（10月予定）を送付いたします。

**7 給食費の取扱いについて**

**(1) 0～2歳児クラスについて**

給食費については、今回の案内に沿って還付する利用料（保育料）の中に含まれています。

**(2) 3～5歳児クラスについて（きょうだい児が3～5歳児の場合も同様）**

給食費については、各園が実費徴収を行っており、また、登園状況や食材の購入状況など、園によって状況が異なります。このため、給食費については、このご案内とは別の取扱いとなりますので、直接園にお問い合わせください。

問合せ先（こども青少年局 保育・教育運営課）

内容	問合せ先
日割り対応の考え方について	利用料担当：045-671-0255